第1章 はじめに

- 1. 平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故(本件事故)の発生から、早くも2年が経過した。本件事故による災害は、被害の範囲、規模、永続性等の側面において、過去に類を見ない大規模のものであり、平成25年3月現在においても、多数の被害者に対して、東京電力からの損害賠償の支払が行われるとともに、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)には、毎月300件を超えるペースで新しい和解仲介手続が申し立てられている。本事例集は、このような原子力損害について、東京電力による賠償の実施、ADRセンターによる和解仲介の状況等について記載する。
- 2. 第2章においては、ADR センターが公表した和解事例を調査・整理して紹介した。

原子力損害賠償事件においては、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)その他法令の解釈において、本件事故と、被害者が主張する損害との間に因果関係が認められるかが最大の争点となる。そこで、因果関係に関する一般論を前提に、本件事故に係る紛争を迅速に解決し、被害者を迅速、公平かつ適正に救済することを目的として、原子力損害賠償紛争審査会(紛争審査会)が、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(中間指針)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(中間指針追補)及び「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」(中間指針第二次追補)をそれぞれ策定した」。これらは実際にも、ADR手続や東京電力が実施する損害賠償において、紛争解決の際の指針あるいは当事者間における協議のスタートラインとして機能している。

もっとも、上記の指針は「賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」(中間指針第1の4)である上、抽象的な記載にとどまっているものも多く、個別具体的な紛争の解決に当たっては、これらの指針を踏まえつつも、個々の紛争の特性に応じた具体的な検討が不可欠であって、これまで ADR センターにおいては、個別の紛争の実態に即した多様な紛

¹ なお、平成 25 年 1 月 30 日、紛争審査会は、中間指針第三次追補を公表した。

争解決が図られてきた²。

もとより、個別の紛争における解決例が他の紛争の解決方針を拘束するものではないが、これまでに蓄積された解決例の一端を整理し、被害者及び原子力損害賠償実務に携わる関係者に提供することが、原子力損害賠償事件の迅速、公平かつ適正な解決に資するものであると考えられる。

本章の事例集は、平成 24 年 10 月 31 日時点で ADR センターが公表した和解による解決事例(平成 24 年 5 月 31 日までに成立した和解の一部)を整理したものである。

なお、上記時点までに ADR センターが公表した和解解決事例の全てを掲載しているものではない点には注意されたい³。

3. 第3章においては、東京電力が被害者に対して支払った損害賠償の実態について、調査した結果を記載した。被害者に対する東京電力による直接賠償は、東京電力による賠償支払額の大部分を占めており、損害賠償額に特に不服がない被害者にとって直接賠償はその簡易性、迅速性から主たる救済手段の一つとなっているため、その賠償の実態調査は賠償実務に有益な示唆を与えるものと思われる。

調査対象には、ADR センターの和解仲介による賠償事例、裁判上の和解による賠償事例等全てが含まれている。

4. 第4章においては、ADR センターに対する和解仲介申立ての傾向を掲載した。この傾向分析は、ADR センターが行ったものである。ADR センターに対する和解仲介申立ては、既に5000 件を超えており、原子力損害賠償に係る紛争解決のための主たる手続の一つとなっているため、その申立ての傾向を分析することにより、原子力損害賠償に係る紛争の一つの側面を示すことができると考え

ADR センターの総括委員会は、多くの申立てに共通する問題点に関し、和解の仲介手続のための一定の基準として「総括基準」を示しており、実際に ADR センターにおいては紛争解決における基準として機能している場合がある。

また、総括基準は、ADR センターが独自に策定したものであって、①法令上の規定はないこと、②国民が自由に見聞できる公開の場で策定されたものではないこと、③専門委員の広範な調査に基づく事実に依拠するものではないこと等の点において、紛争審査会の定める指針と異なることに留意されたい。

³ 詳細は、第2章 和解事例の紹介の冒頭文を確認されたい。

ている。

5. 本事例集(第2章)における和解事例に関する記述は、あくまでも個々の事実関係及び交渉経過等を前提とした紛争の解決例を示したものにすぎず、当然のことながら、原子力損害賠償に係る紛争の一般的な解決基準や解決指針を示すことを意図するものではない。

もっとも、他の事案における解決例を知ることにより、問題となっている紛争の争点を的確に把握するとともに、その解決策についての有益な示唆を得られる可能性も存するものと思われ、過去の解決例の公表は、被害者と東京電力との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与するものと期待できるところである。東京電力による賠償支払の状況及び ADR センターに対する申立の傾向分析とともに、本事例集が、迅速、公平かつ適正な原子力損害賠償の実現の一助となれば幸いである。